

## 確定申告と納税は 正しくお早めに

平成20年分の所得税および贈与税の確定申告と納税は3月16日(月)まで、消費税および地方消費税の確定申告と納税は3月31日(火)までです。金額や税額などを正しく計算し、期限内に済ませてください。

### ■所得税の確定申告を しなければならぬ人

①昨年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える人  
②サラリーマンで給与の年収が2000万円を超える人や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など

### ■消費税・地方消費税の 確定申告をしなければ ならない個人事業者

①平成18年中の課税売上高が1000万円を超える事業者  
②平成18年中の課税売上高が1000万円以下の事業者で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者

### ■贈与税の申告を しなければならぬ人

①個人から年間100万円を超える財産をもらった人  
②相続時精算課税の適用を受ける人(すでに相続時精算課税の適用を受け、昨

年中に特定贈与者から財産をもらった人を含む)

### ■インターネットでも 申告できます

国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で所得税の確定申告書等が作成できます。作成した申告書等を出し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送すれば税務署に行く必要はありません。またe-Tax(イータックス)に登録すれば、そのままデータを送信してオンライン上で確定申告ができ、特別控除が受けられます。

### ■申告会場

▽福岡税務署、博多税務署は合同で、西鉄ホール(中央区天神2)  
▽西福岡税務署は、福岡タワー(早良区百道浜2)  
▽香椎税務署は税務署内  
※確定申告期間中、右記会場では平日以外も2月22日・3月1日の日曜に限り確定申告の相談、申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。土日・祝日などの閉庁日でも、申告書は郵送等または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

### ■問合せ先

福岡国税局電話相談センター(☎431・5100)または最寄りの税務署

## 市県民税についての お知らせ

### 住宅ローン控除

市県民税が減額  
される場合があります

#### ■平成18年末までに 入居した人は市県民税 からの控除があります

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人が、平成20年分の所得税から控除しきれない金額がある場合には、平成21年度の市県民税から控除を受けることができます。

#### ■平成20年中に入居 した人は確定申告を する必要があります

平成20年中に住宅ローン等を利用して住宅を新築、購入、増改築等をし、入居された場合、一定の要件に該当すれば、所得税から控除を受けることができます。この控除を受けるには、確定申告をする必要があります。

#### ■市県民税の住宅ローン 控除の適用を受ける人

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して特別徴収課または各区市民税課へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※住宅ローンの市県民税控除申告書は市ホームページ(トップページ>生活情報>届出・証明・税金>市県民税(住民税)>住宅ローン控除の市県民税での控除について)からダウンロードできるほか、各区市民税課および特別徴収課でも紙の申告書を用意しています。※窓口が混み合いますので、申告書はできるだけ郵送で提出してください。また、市への申告には源泉徴収票が必要です。

## 平成21年10月～ 公的年金から 市県民税の 特別徴収(引き去り) が始まります

### ■市県民税の負担額は 変わりません

平成21年10月から、これまで納付書または口座振替などで納付していた市県民税を、老齢基礎年金などの公的年金から特別徴収(引き去り)する制度が開始されます。平成21年度は、6月、8月は普通徴収(納付書払い・口座振替)の方法で納付していただき、その後、各

### ■対象となる年金の種類

公的年金のうち、老齢または退職を支給事由とする公的年金(老齢基礎年金または老齢年金、退職年金など)が対象となります。障害年金や遺族年金は、非課税所得に該当するため、引き去りの対象とはなりません。

### ■対象となる税額

前年中に支払いを受けた公的年金などの合計額に対して課税される税額が対象です。年金以外の所得に対する税額はこれまでどおり、普通徴収または給与からの引き去りとなります。

### 平成21年度における市県民税の納付方法

普通徴収 (納付書払い・ 口座振替)		特別徴収 (公的年金からの引き去り)				
		6月	8月	10月	12月	来年2月
対象税額 の1/4	対象税額 の1/4	対象税額 の1/6	対象税額 の1/6	対象税額 の1/6	対象税額 の1/6	対象税額 の1/6

### 【市県民税についての 問合せ先】

各区市民税課		
区	電話番号	ファクス番号
東	645-1026	632-4970
博多	419-1027	476-5188
中央	718-1038	714-4231
南	559-5041	511-3652
城南	833-4031	841-2145
早良	833-4320	841-2185
西	895-7016	883-8565

▷特別徴収課(☎711-4211)⑥733-5556 メールtokucho.FB@city.fukuoka.lg.jp  
※ファクスで税の申告の受け付けはできません。

広告

### 今のわたしに

- ☑掛金は全額所得控除で、税金がお得。
- ☑掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

### 未来のわたしに

- ☑基本は終身年金。だから、生涯お受取り。
- ☑万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(年金種類のうちB型を除きます)

## 国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

# 国民年金基金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料をおさめている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)が加入できる公的な年金制度です。

ご相談・お問い合わせ・資料請求はお気軽にお電話ください。

フリーダイヤル 0120-65-4192

福岡県国民年金基金 ■ホームページ <http://www.fukuokakin.or.jp>

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号(博多新三井ビル11階)  
TEL 092-413-8713 FAX 092-414-5502



女優 長澤まさみ